

## 知的財産権について



内藤 廣  
論説委員  
東京大学大学院教授

知的財産権の問題に関して、我が国は諸外国に遅れをとっている。特に意匠権について、工業製品の輸出大国でありながら、国内企業にこの意識が薄いことは異様である。建設分野においても同様で、とくに官需中心の土木にあつては、この意識が薄い。

一見、土木とはまったく無縁のような身近な出来事から書き始めたい。

ある大手自動車メーカーのウェブサイトにて、わたしの設計した小さな商業施設の建物が背景に使われたイラストが掲載された。新しく発売される新型車が手前にあり、その背景の主演として建物が配されている。写真で撮ったものに修正を加えてイラスト化したものと思われる。実際の建物とは雰囲気は全く違うが、建物は誰が見ても明らかにわたしが設計したものを使っている。かなり違った印象になっているので、あまり気持ちの良いものではない。さっそく事の次第を確かめるべくメーカーに連絡を取った。

笑い話のような話だが、なんと対応したのは「お客様相談センター」。詳しい事の経緯を聞きたいので、もっとちゃんとした部署を出してほしい、第一わたしはあなたの「お客様」ではない、など述べ立てたがガンとして譲らない。制作に当たった広告代理店が店員の撮影許可を取っているし問題はない、という態度だ。わたしはクレマーではない。事情を知りたかっただけだが、このあしらい方が気にいらなかった。

仕方なしに、著作権侵害に当たるのでちゃんとした対応をしてほしい、誠意がなければ法的手段も辞さない、とケンカを売った。一週間が過ぎ、メーカー本社から連絡が入り、役員が面会を申し入れてきた。さすがに世界的企業の役員は事の重大さが分かったようだ。役員数名と担当部長が訪れ、謝罪し、今後この種の対応には万全を期す旨の念書を手渡された。新車販売に向けてすでに数十万部のカタログが制作済みだが、すべて廃棄することも述べられた。おそらく数千万円のロスが生じたに違いない。

内容を解説したい。著作には「著作財産権」と「著作人格権」があり、前者は移転可能、つまり権利を売買したり譲渡したりすることが出来る。一方で、後者は著作者の権利として法律上移転が不可能となっている。つまりあくまでも生み出した本人に帰属し、その権利を放棄したり売買することが出来ない。「著作人格権」は、「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」の三つの権利に分類される。「公表権」は、自分の著作として発表する権利。「氏名

表示権」は、他者が使う場合に氏名を表示させる権利。「同一性保持権」は、著作を勝手に改竄することを許さない権利。今回のケースは、これらすべてに鮮やかなまでに抵触する典型的な例だ。

さて、土木分野に於ける著作権はどのようになっているだろうか。公共工事の場合、実態はともかく建前上は発注者が著作者となるのがほとんどだ。これはひとつの防衛策だろう。しかし、これは意図的な誤解に基づく不完全な認識といえる。問題は「著作人格権」なのだ。著作権法では、実際に創作物を生み出した者ということになっているから、外注された下請け、さらにその下請けであっても、その創作物のオリジナリティを生み出した者なら、権利を行使できるし主張できる。法律上はそういうことになっている。

「著作財産権」は発注契約や約定で押さえることは出来るが、「著作人格権」は概然の権利でありコントロール出来ない。移転不可能なのだからその形を生み出した本人に帰属する。現在の官庁発注のやり方では、「著作財産権」を押さえて、すべての権利を保有しているかのごとく意図的に誤解しているか、業界内の暗黙の了解事項としているに過ぎない。

もちろん、権利には義務と責任も伴うことは言うまでもない。つまり、姿形に対して社会的責任を負えるかどうか、ということだ。これまでは、出来たものの姿形が良からうが悪からうが、公共がその成果の是非を引き受けてきた。賛辞も罵声も公共が引き受けてきたわけである。

しかし、時代は量から質へと変わりつつある。「美しい国づくり政策大綱」では、美しさを内部目的化する、つまりプラスアルファではなく誰もが当然のこととして考えるもの、と述べられている。著作権を黙殺することで、設計者やデザイナーの公共に対する自覚や能力が育ってこなかったことは否定できない。姿形については権利も責任もないのだから、限られた専門知識を提供するだけで、あとは言われたままにやればよい、姿形は責任の範囲外、という意識である。権利がないのだから責任感や厳しい自覚が生まれるわけもない。それ故、自らの未来をこの分野に託すような志のある若手の土木デザイナーが育ってこなかったという側面も否定できない。

これは広く社会の共感を得る必要がある土木分野の在り方としては得策ではない。公共事業に関わる土木技術者こそ、美意識を育て、社会から尊敬と賛辞を受けるような人材をより多く育てる努力をすべきではないか。そのためには、著作権の在り方は避けて通れない問題だ。手遅れにならないうちに、これを顕在化させ、権利と責任の基を明らかにし、そこから未来を見直す必要がある。